

令和2年度 第12回美郷町教育委員会議事録

日 時 令和3年3月22日(月)
13時30分～14時40分
場 所 役場本庁舎3F 会議室

〈出席者〉 阿川教育長、難波委員、大草委員、兒島委員、梅原委員
漆谷教育課長、岩谷課長補佐

〈欠席者〉 なし

〈議 題〉 1、令和3年度教育課予算について【承認】
2、準要保護児童生徒の認定について【承認】
3、区域外就学の承認について【承認】
4、不登校対策ガイドラインについて【承認】
5、教育支援委員会の結果報告について【承認】

教育課長 それではすこし早いですがお揃いですので第12回的美郷町教育委員会を始めさせていただきます。教育長からごあいさつをお願いします。

教育長 みなさんお忙しいところ、よろしくお願ひいたします。
今日、邑智中学校の相本先生がみなさんのためにピアノ演奏してくれるということです。14:30からですので効率的な運営のご協力よろしくお願ひいたします。

それでは今日の議題に入ります。会議録署名委員さんは、大草委員さんと難波委員さんということでよろしくお願ひいたします。

会期の決定の方は、今日一日でよろしいでしょうか(同意)。ありがとうございます。会議録は前回2つ送りましたが、いかがでしたでしょうか?

教育課長 私の方から気が付いた点がありまして、まず、第10回の会議録で、1ページ目、「教育長からごあいさつお願いします」となっていますが、ここに「を」が入ります。
教育長の発言の中で、下から5行目「3月1日から16日までの」で「の」は入りません。下から12行目「新規採用教職員」のところで、「も」を追加します。4ページ、下から2行目「そういうふうになっ

ていたら」→「そういうふうになっていったら」。6ページ、下から教育長の発言の中で「まあ、東京行かなくても」に「に」を。同ページ、下から2段目の兒島委員さんのご発言。全文訂正です。以上です。

次に第11回の会議録ですが、3ページ7行目、教育長のお話「第1議案」を「第1号議案」に。5ページ下から5行目、中段から上の方の次「い」をとります。

7ページ下から5行目、集会所の次に「を」を入れる。他細かな誤字を訂正しました。他にありましたら、ご発言をお願いいたします。

(指摘はなし) ありがとうございます。

教育長 それでは私の方から諸報告です。行事予定を見てください。

本日、国民スポーツ大会のカヌー競技会場が決定される予定です。連絡はまだです。決まれば町民のみなさんにご報告をさせていただきたいと思います。

明日は教職員の異動の記者発表で、HPにも出ますから、それをもとに校内人事があります。

今週は修了式です。それから麻布大学フィールドワークセンターの開所式があります。邑智中学校吹奏楽部が演奏したり、児童クラブの子が歓迎のダンスをします。ワイナリーホテルもオープンします。

辞令交付式ですが、教職員は離退任、着任を教育長室で私がしたいと思います。例年の式は行いません。

4月に入りましてからこの始業式、入学式ですが教育委員会は出席をしません。というところがございます。

それではいくつか報告をさせていただきます。

まず、「みんなで子育て応援賞」というのをいただきました。放課後児童クラブの方で、10年以上勤務された方に贈られるもので、密にならないように配慮され、お一方ずつ写真を撮られたそうです。

二つ目は教職員異動がほぼ決まりましたので、皆さんにお知らせをいたします。このほかに、中学校の家庭科、技術等実技系の先生がおられます。これも後日教職員の名簿でお知らせいたします。小規模校ですので、免許外担任申請をいたします。大和中には体育と家庭科の専門の免許を持った担任がないので、申請をして免許を持ってない先生が授業をします。このような先生は、出雲、松江にはいません。石見地域だけです。

島根県は少人数学級の基準が表のとおりになります。令和3年はこのようになります。島根の学力育成推進プラン(案)をつけておりますが、

島根県の方針が定まりまして、修正はあるのですが、目玉はやはり「ICT」です。1人1台のタブレットが配布され、学力育成に関しては家庭学習にICT機器を使うという、研究研修が進められます。特に高校です。美郷町は先に導入していますので、試行錯誤しながらできるところは取り入れていきたいなと思います。

それから、小、中、高の連携した研究会をやっていこうと。これがこれまでにない部分です。またゆっくり読んでいただくといいと思います。

大草委員 この「IoTやビッグデータ」とは何です？

教育長 (用語の意味を回答。)

それでは次に島根県の学力調査の結果をお話しさせていただきます。ピンクが平均以上、ブルーが平均よりも低いという所ですけども。学校別にあります。大和地域は人数が少ないので、すぐ平均点に影響しますので、参考程度にしかありませんけど。過去から言いますと、邑智中が頑張りました。全国を見ても大体似たようなところなんですけれども、大和小学校は国語を研究したりして、自信がありました。大和中の英語は、二人教員がいますけれども、非常に力量を発揮しました。問題は数学です。相変わらず、図形がダメです。それから今回国語もあまりよくなかったんですけども、とにかく書くことができていなかったです。これはあきらめるからか、分からないからか。非常に無回答も多かったです。英文も無回答が多かったです。これからの課題だと思えます。詳細は4月の教育委員会でお示しできると思います。

そして、美郷町の不登校対策ガイドラインを作成しました。このガイドラインに基づいて進めていきたいと思えます。

国民スポーツ大会の開催ですが、正式に決定が来ると思っております。

最後、紙を1枚一番後ろにつけておりますが、「小学校の体育授業における肌着の取り扱いについて」というのが出ていて、衛生面だけではない部分での指導となります。

難波委員 こういうことまで通達が出ないといけないというのはおかしいですね。

岩谷補佐 (SNS上でこのことが問題となっていることを説明)

教育長 私の話は以上です。それでは議事の方に入ります。たくさんございま

すが、1号議案からお願いします。

教育課長 はい。それでは1号議案の「令和3年度教育課予算」についてでございますが、第1回議会に提出いたしました資料をコピーしてつけております。

まず、令和3年度当初予算の概要というカラー刷りのものがございます。これは予算決算委員会で提出された資料でして、この中で見ていただきたいのは3ページですが、一般会計当初予算64億4000万円で、この中で教育費は4億4391万2千円です。令和2年度4億4463万7千円ということで、前年比72万5千円の減でございますが、令和2年度と3年度では概ね同様の予算となっております。基本的に大きな変動はございません。

新たな事業として取り組むものにつきまして、次の「教育民生委員会令和3年度予算説明資料」という冊子がございます。これは教育費の中で細かく予算立てをしている中から、主に長期総合計画と関連がある事業をピックアップして予算委員会で説明をした資料でございます。その中には、「学習支援員の配置事業」とか、これまでもやって来た事業を並べております。その中で、昨年度と変化があるものについてのみ、ご説明をさせていただきます。

159ページをご覧ください。「学校備品整備事業」の中学校分ですが、これは令和2年度が149万1千円に対しまして、令和3年度は406万9千円になっております。これは令和3年度教科書改訂によります指導書の購入費が加わっております関係で高額となっております。そこが大きな違いでございます。

それから、次の頁160ページですが、「ICT教育推進事業費」の小学校費の方ですが、一番下の概要という所に「ペッパー」という言葉が入っておりますが、実はペッパーの借用期間が今年度末で終わります。基本的にはもう使わないということで契約は更新しないのですが、大和小学校ではペッパーを積極的に使っておりまして、できればそのまま残してもらいたいという要望がありました。そこで、大和小学校のみ継続することとしております。

162ページをお願いいたします。これは「理科教育設備費」ということで、理科振興教育法に基づきまして補助金が配分をされて、理科に関する備品を購入するという事業です。これは順番に配分があるというものでして、毎年手を挙げたからと言ってもらえるわけではなく、令和3年度は配分があるので必要があれば使ってくださいということで、県か

ら通知がありました。今回小学校と、次のページは中学校ですが、理科備品をこの補助金で購入する予定です。

168 ページをご覧ください。これは社会教育の事業ですが、「美郷ふるさとづくり事業」で、昨年度まではなかった事業です。令和3年度から新たに60万円の予算化をしまして、これは益田市や雲南市で行われている「カタリバ」のような事業を取り入れようということです。これは益田のNPO法人に委託をして、運営の方法を学びながら進めていこうということで、令和3年度から新たに取り組む事業です。この、「カタリバ」というのは、子どもたち同士であったり、中学生と高校生、中学生と大学生あるいは地域の方々と、とことん自分たちのふるさととか未来とかを話し合う、語り合うことで高めていこうという事業です。

172 ページをお願いします。「美郷の文化財作成事業」です。文化財を写真と説明で冊子にしたものが、邑智町版はございますが美郷町版がございません。皆さんに美郷町の文化財はこういうものがありますとお知らせをしたいなという意見がずっと出ていまして、来年度ようやくこれに取り組むということになります。今年度はその準備で文化財をシートで整理したりという作業はしておりましたけれども、来年度はいよいよ冊子にします。

173 ページをお願いいたします。バリ文化振興です。山くじらと並んでバリの振興というのを町長が掲げておられます。文化振興につきましては企画推進課、産業振興課とも連携しながら進めていきます。つい1週間ほど前に、バリ島の民俗楽器「ガムラン」を東京からこちらに運びこんでおります。岩谷補佐が東京に行きまして、現地で楽器を預かって送り出しまして、現在カヌーの里でお預かりした楽器を保管しております。楽器の持ち主は、静岡文化芸術大学の梅田英春先生という方で、バリの民俗音楽の研究者であり、ガムランの奏者でもあります。その先生から来年度いろいろとアドバイスをいただきながら、美郷町内でガムランを使った演奏会であったり、ワークショップであったり、いろいろと開催していこうという計画でございます。

174 ページをお願いいたします。中原芳煙伝記マンガ制作事業です。これは300万円で予算化しておりますが、B&G財団の「偉人マンガの製作と活用事業」という補助金がございます、それに応募しておりましたら採択となりました。中原芳煙の生涯をマンガにするということですが、町内の方に打診をしたところ断われました。伝記マンガは専門外ということです。

山陰中央新報社さんに相談をしましたところ、ストーリーを書かれる作家さんとマンガ家さんを手配をしてくださいました。来年度早々から取り組むことができそうです。また神英雄先生や、県立美術館の田野学芸員さん、中原義隆さんにもご協力をいただいて作業を進めていきます。

176 ページをお願いいたします。スポーツの推進という所ですが、概要の一番下に「国民スポーツ大会島根大会のカヌー競技開催に向けた関連経費」です。本日準備委員会の常任委員会で美郷町のカヌー会場というのが正式決定がなされる予定です。いつこの結果をオープンしていいかというのがはっきりしておりませんが、懸垂幕も準備しておりますし、教育長から決定となった旨の放送をすることとしております。

併せて、中央のカヌー連盟のかたが下見においでになりまして、こちらで案として持っている会場について見ていただきました。スプリントの会場につきましては信喜橋の現在会場として使用している場所も含めて、あのエリアは最適とのことでした。ただいろいろと整備しなければ大会には使えませんので、今後は整備の事業が入ってまいります。

また、ワイルドウォーターとスラロームにつきましては、2つの会場を案としておりまして、1箇所は浜原大橋の下流、もう1箇所は大和中学校の沖、一応その2カ所を見ていただきましたが、周辺の施設を考えた時に、大会運営を進めやすいのは大和の会場だというご意見でした。来年度は、中央の連盟のご意見を受けて、会場の全体図を描いていくという動きになってまいります。

177 ページをお願い致します。「カヌーの里おおち備品購入事業」ということで、これはカヌー艇5艇を購入予定でございまして、本年度は教育委員会でカヌーの里を担当しておりましたのでこちらで予算化をしておりますが、令和3年度からは企画推進課へ担当が移ります。カヌーの里の運営につきましても開発公社から石見ワイナリーに移りますので、来年度がどうなるのかというのがまだ不透明な段階です。

来年度の予算につきましては大雑把な説明でございましたが、あとはこちらの資料に目を通していただければと思っております。以上です。

教育長 はい。何かございますでしょうか。(意見なし) また何かありましたらご発言ください。次2号議案、準要保護児童生徒認定について願います。

教育課長 では続きまして準要保護児童生徒の認定についてでございますが、「就学援助費の支給認定について」という資料をご覧ください。

年度中途の申請が出ております。申請者はAさん。
(以下個人情報につき記載省略)

教育長 はい。いかがでしょうか。

兒島委員 新1年生も関係するのでしょうか。

教育課長 次にいかせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。(同意)
はい。では次の資料ですが、「新入学児童生徒学用品費の前年度支給にかかる準要保護認定について」ということで、1枚めくっていただきますと横長の資料がございます。

本来準要保護世帯の認定につきましては、令和2年の所得状況で判断しますので、6月に正式に認定となりますが、新入学児童生徒の学用品費につきましては、入学に間に合うように仮認定で支給いたします。今回申請がありましたのがこちらの一覧にある通りです。

1番と2番の子供さんにつきましては、すでに上のお子さんが認定となっておりますので、新規ではございますけれども、認定ができるであろうと思われま。

3番につきましては中学校に進学ですが小学校で認定を受けておられます。それから4番につきましては、先ほど現在小学校の子供さんについての認定申請が出ていますので、これで認定になればそのまま今度はこちらの小学1年生、中学1年生についても認定となる予定です。

5番はすでに認定となっている方です。6番～8番につきましては、申請をお出しになられたんですが、認定基準に該当しないということで不認定と考えております。以上です。

教育長 はい。不認定は致し方ないとおもいますが、仮認定の方について、皆様よろしいでしょうか。

教育課長 支給額の方は1ページ前に戻っていただきますと、5に挙げております、令和2年度の国の基準額に準じて小学校は51,060円、中学校が60,000円の支給額になります。支給は3月30日の予定でございます。

教育長 ご承認いただけますでしょうか。

難波委員 Aさんですが、たしかに非課税の世帯ではあるんですが、私はちょっと△ですね。まるっきり不認定というわけではないかもしれませんが。
(個人情報につき記載省略)

兒島委員 町の職員に準じた形ですが、非課税世帯は対象にするとなってますよね。そうすると、逆に雇用の条件がどうなのかということも問題になるかと思います。

教育課長 来年度は今年度の所得が出てくるから、認定にならないかもしれませんが。

難波委員 今現在は前年度の所得でやるので、6月になると今年度の所得で審査されますよね。計算できるのではないですか。

教育課長 中途の雇用ですから、今年度の所得もわかりません。

難波委員 確定申告された内容はどうなるのかと。

兒島委員 6月の段階で昨年分が出てくるのですね。

難波委員 もう再度申請していただいたほうが良いように思います。

兒島委員 前年度の所得での「非課税」という所で線を引いているので、この例だけ変えるとなると、ちょっと違うように思うのですが。

難波委員 新しい情報、所得が分かった時点で再度申請していただいて、もう一度審査した方が良いのではないかと思います。

民間の会社や一人親家庭というのならわかるのですが。厳しいことを言いますが、どうでしょうか。

教育課長 6月の認定にかかって、そこで不認定という可能性はあるかもしれませんが。前のところでどのくらい所得があったのか。

こちら事務としてある程度線を引かないということもあります。基本的にこの一覧でいうと、認定基準の該当欄の要項第4条1項に該当する事項に当たるか当たらないかを見て、認定を判断します。ここに当たらない場合に、次に収入を見るという流れになっています。

一人親世帯で、ここに該当するから就学援助の対象になっているけれども、実は結構余裕があるんじゃないかというご家庭も、実はあるようです。

児島委員 まずはここの部分なんですね。

教育課長 どこで判断するかということで、そのようにしております。

難波委員 児童扶養手当支給対象ということは一人親世帯ですよ。(今回の件が)絶対にダメとは思いませんが。

児島委員 ひとつはこの「非課税」といった部分で、認定となるかなと思うんです。収入基準が先ではないですものね。

教育長 不認定とした場合の理由は、役場の関係だからということになるのですか。やはりグレーの部分というのは非常に認定にさしつえますよね。

児島委員 規則上は認定となるのでしょうか。

教育課長 6月の認定のときに、前年度の所得がどのくらい出てくるかです。

教育長 入学用品の支給は受けることはできる？

教育課長 後から不認定となった場合でも、仮認定で支給したものについては返さなくてよいとしています。

教育長 では、認定ということによろしいですか。

大草委員 今回は認定として、次はまた申請された時に判断をすればどうですか。

教育長 それはまた(本人に)伝えられますか。

教育課長 そうですね。(認定にならない)可能性はありますということをお伝えしましょうか。

教育長 そういう方向でよろしいでしょうか。(全員同意) ありがとうございます。それでは第3号、区域外就学の申請について、お願いします。

教育課長 はい。次の資料でございますが、保護者から区域外就学の承諾願の提出がありました。こちらはBさん、Cさん、Dさんの3名です。お母様が3月9日に家族で〇〇市に転出されましたが、今年度は美郷町、現在通学している学校に就学したいとの事でしたので、3月9日から3月31日までが区域外就学になります。よろしく願いいたします。

教育長 手続き上のことということですが、よろしいでしょうか。
(全員同意) ありがとうございます。
4番目の議案ですが、さきほどご説明した通りです。第5号議案、教育支援委員会の結果報告について、説明をお願いします。

教育課長 教育支援委員会ですが、令和2年度ですが、8月11日と1月13日の2回開催しておりまして、それぞれそちらの表の通りになっております。
(以下、詳しい内容については個人情報につき記載を省略)

教育長 何かご意見がございますでしょうか。
(教育委員からの質問は個人情報につき記載を省略)
議事の方は以上で終わりにしたいと思います。その他の所、3点お願いします。

教育課長 役場の人事異動が発表になりまして、内示の紙をつけております。
(教育委員会関係職員の異動について説明)

教育長 次に定例議会関連について。

教育課長 3月議会の一般質問で福島議員から「新年度教育方針は」ということで教育長に対して質問がございました。それについての答弁書をつけております。大変長い答弁となっております。またお読み取いただければと思います。以上です。

教育長 では、以上で教育委員会を終わります。来年度1回目は式がないので、今度お集まりいただくのは？

教育課長 今ご予定が分かっておられましたら決めさせていただくのがいいかもしれません。教育長会が4月23日午後に入っておりますが、19日の週ということでしたら21日、22日という所はいかがでしょうか。（委員の予定を確認して、21日に）

教育課長 それでは次回は、4月21日（水）午後1時30分からということでお願ひします。会場は手配をいたします。

教育長 ありがとうございました。それでは今年度大変お世話になりました。また来年度もよろしくお願ひいたします。本日は以上で終了いたします。